

第10期中野区健康福祉審議会	2023/9/26	資料2-1
第2回 全体会		

第10期中野区健康福祉審議会

地域福祉・成年後見部会 報告書

地域福祉・成年後見部会

< 目 次 >

はじめに.....	1
第1章 中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について	
1 地域活動への参加促進と担い手について.....	2
2 包括的な相談支援について.....	3
3 子ども・若者に対する支援について.....	3
4 障害者の福祉について.....	5
5 高齢者の福祉について.....	6
6 生活困窮者への支援について.....	8
7 性の多様性の理解と支援について.....	8
8 多文化共生社会の推進・構築について.....	10
9 犯罪被害に遭った方への支援について.....	11
10 再犯防止の推進について.....	12
11 安定的な住宅確保に向けた支援について.....	13
第2章 中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について	
1 制度の利用促進について.....	14
2 制度の普及啓発について.....	14
3 市民後見人（社会貢献型後見人）の活躍支援及び法人後見の推進について.....	15
用語説明.....	16
(本文中に「*」が付帯している語句について記載しています。)	
《資料編》	
1 地域福祉・成年後見部会委員名簿.....	17
2 地域福祉・成年後見部会における審議内容.....	18

はじめに

第10期健康福祉審議会では、諮問内容のうち、中野区地域福祉計画及び中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について、より専門的な審議を行うための専門部会として、地域福祉・成年後見部会を設置し、検討を行った。

【第10期中野区健康福祉審議会への諮問事項】

「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」を実現するために、保健医療、社会福祉及び健康増進の施策に盛り込むべき事項に関する基本的な考え方、とりわけ、以下の計画の改定・策定に関する意見

中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画、中野区高齢者保健福祉計画、第9期中野区介護保険事業計画、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

【地域福祉・成年後見部会への付託事項】

- 1 中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について
- 2 中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について

本報告書は、地域福祉・成年後見部会への付託事項について審議した内容について報告書としてまとめ、中野区地域福祉計画及び中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方等を示したものである。

第1章 中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について

高齢者、障害者、子どもと子育て家庭、生活困窮者や性的マイノリティ等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、多様化するニーズや課題を早期に発見し、適切な解決へつなげることが必要である。

1 地域活動への参加促進と担い手について

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、多種多様な主体が地域活動に取り組むことが求められる。しかし、令和4年度に実施した「健康福祉に関する意識調査」によると、約8割の区民が地域の活動へ参加していないという結果が出ている。特に、30代以下の若年層においては、約9割が地域への活動に参加していない状況である。しかし、意欲があるものの実際の地域活動へ踏み出せずにいる若年層が一定程度存在することも読み取ることができる。地域活動に新たに参加しようとする区民をサポートし、新たな地域の担い手になれる仕組みづくりが必要である。

(1) 地域活動への意識の醸成について

地域活動への参加に対するハードルを下げる取組を実施してほしい。地域活動には、「負担感が強い」、「大変そう」というイメージを抱いている区民も少なくない。ポストに新聞や郵便が溜まっている、近所で見かける機会が減った等の「ちょっとした変化への気づき」について周囲に伝えることも、立派な地域活動の一つであると言える。地域活動の理解を深めてもらうために継続的に周知を行い、区民による地域活動への意識の醸成を図ってほしい。

(2) 若年層へのきっかけづくりについて

若年層による地域活動への参加を後押しするきっかけづくりを検討してもらいたい。区内には、ボランティアセンターを設置している大学もあることから、ボランティアセンターと行政が連携を図り、大学生による地域活動への参加を促すことも一つの手段として考えられる。世代を問わず誰もが気軽に参加できるイベントや交流会を実施し、地域や人とのつながりを広げる機会の創出も有効である。

(3) 様々な世代の担い手促進について

これまで地域の担い手としてあまり想定してこなかった40代・50代といった中高年を地域に取り込むためのアプローチについても、検討を進めてもらいたい。

(4) 地域課題を解決する多様な担い手について

令和5年7月現在、区では、東京都水道局、セブン－イレブン・ジャパン、郵便局等の計14事業者と見守り・支えあい協定を締結している。実績や事例等の情報共有を区と事業者間で積極的に行いながら、事業者も地域の担い手として位置づけていく

ため、同様の協定を締結する主体を増やしていくことが望まれる。

また、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源につなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材として、地域におけるコミュニティ・ソーシャルワーカーなどのコーディネーターが重要である。現場で活躍できるコーディネーターの養成について検討してほしい。

2 包括的な相談支援について

少子高齢化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、地域生活における課題は多様化・複雑化している。全ての区民に対し、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、多様化・複雑化する相談を包括的に受け止める体制の整備が必要である。

(1) 包括的相談支援体制の整備・強化について

子ども、障害者、高齢者等の課題を抱える世帯においては、病気や生活困窮等の状況が重なり、対応が困難になるケースが増えている。さらに、ひきこもりや孤独・孤立等制度の狭間にあり、従来の福祉サービスでは対応できない課題が深刻化している。これらに対する支援を充実させるため、組織横断的な相談支援体制の整備・強化を図る必要がある。

(2) アウトリーチ型支援の強化について

区では、区民活動センター職員とすこやか福祉センター職員（保健師・福祉職）がアウトリーチチームを組み、アウトリーチ型の支援を進めてきた。複合的な課題を抱える世帯に対しては、継続的な伴走型による支援が必要である。行政だけでなく、アウトリーチ型の支援を行っている様々な担い手と連携しながら、アウトリーチ活動の役割及び体制の強化を図ってほしい。

3 子ども・若者に対する支援について

(1) 安全・安心な居場所づくりについて

児童虐待、不登校、いじめ、自殺など子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化している。それに伴い、家庭や学校以外の多様な居場所づくりの必要性が一層高まっている。長期的に学校を欠席している区内在住及び区立学校在学の小学3年生から中学3年生に対して、学校に代わる居場所として、区内4か所にフリーステップルームを設置している。しかし、フリーステップルームへのアクセスには課題が残る。利便性を考慮し、北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討してもらいたい。

また、令和5年5月1日現在学童クラブ待機児童数は83人にのぼり、希望の学童

クラブに入所できず、キッズ・プラザを利用している児童も多い状況である。民間の学童クラブの誘致や、児童館を積極的に活用するなど、子どもの成長段階やニーズに応じた安全・安心な居場所づくりに取り組んでほしい。

(2) 子育て支援を担う人材の育成について

核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、育児不安やストレスを抱えながら、誰にも相談できずに孤立して子育てしている家庭が増加している。令和4年度に実施した「健康福祉に関する意識調査」によると、地域の子どもに対する見守り・支えあい活動の実施状況は、「特に何もしていない」割合が7割を超えており、子どもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整備することが必要である。特に、子育て支援を担う地域人材の確保は喫緊の課題である。区民相互の助け合いによる子育て支援活動「ファミリー・サポート事業」の利用会員登録を入口とし、区内での子育て支援に関心がある層への研修体制を関係機関との協働により確立するなど、地域人材の活動の裾野を広げてほしい。

さらに、子育て支援に関心が薄い層に対しては、子育て支援団体や庁内の子育て所管と連携しながら、子育て支援に関わるメニューや機会を提案する等の積極的な働きかけや、地域における子育て支援に係る理解の促進の強化を図ってほしい。

(3) 貧困による教育格差の解消について

児童及び生徒の学校での授業の理解度は、年代が上がるに従い、一般層と困窮層で大きく差が出ているという調査結果が出ている。貧困による教育格差は解消しなければならず、今後も貧困対策を推進していく必要がある。子どもの学習機会の確保として、教員OBや学生ボランティア等を活用しながら、子どもに対する学習支援事業を引き続き実施してほしい。

(4) より充実した連携体制の確保について

令和4年4月1日に区において児童相談所が設置されたことで、一時保護の権限を区が有することとなり、よりスピーディーに子どもの安全確保が行われるようになった。すこやか福祉センター、学校及び保育園と児童相談所がより充実した連携を図るよう仕組みを構築し、様々なケースに対し、きめ細やかに対応してもらいたい。

(5) ヤングケアラーへの取組について

令和2年度及び令和3年度に厚生労働省が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、「世話をしている家族がいる」と回答した割合は、小学6年生は6.5%、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%、大学3年生は6.2%であった。ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくい。また、子ども自身にヤングケアラーであるという自覚がないケースも多いことから、公的機関等に相談することが少なく、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすことが考えられる。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援に

つなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、支援体制を強化する必要がある。

4 障害者の福祉について

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障害の特性に応じた多様なニーズに対応したサービスを用意し、継続したサービス提供体制の構築が必要である。

(1) 地域生活を支える資源の整備について

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、地域生活への移行を促進する支援体制の構築や環境整備を図らなければならない。

区は、平成31年4月に、精神障害者を対象とした地域生活支援拠点を整備し、地域生活への移行、自立等に係る相談、緊急時の受入体制の確保等を行っている。また、身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点については、令和9年開設の江古田三丁目重度障害者グループホーム等に併設して整備する予定である。地域のニーズや課題を把握しながら、地域生活支援拠点の機能充実について、今後も検討を進めてほしい。

区内の共同生活援助事業所に入所する精神障害者は、他市区町村が実施機関となっているケースが多い。長期入院患者が地域移行先として区内の共同生活援助事業所に入居を希望した場合も受け入れ先が確保できず、他区の共同生活援助事業所にて一旦生活した後、区内の賃貸住宅に入居するといった事例も多く見られる。住み慣れた場所で地域移行し生活を継続するためにも、生活基盤の整備を進める必要がある。

(2) 就労に向けた支援について

障害者が地域で自立して生活するためには、就労による経済的な基盤の確立が必要である。令和4年度に実施した「障害福祉サービス意向調査」によると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）における定期的な就労について、収入があると回答した障害者は57%であった。職場による障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害の特性に応じた勤務形態を地域社会全体で増やすなければならない。

令和6年4月には民間企業における障害者法定雇用率が引き上げられ、2.5%となる。また、法定雇用率に算定される勤務形態の就労時間が短縮されることで、障害の特性や心身の状況に合わせた働き方で雇用に結びつきやすくなることから、働く意思のある障害者が就労の機会を確保できるよう一層の雇用促進を図ってほしい。

令和4年度における区内の就労継続支援B型の平均工賃（暫定値）は、17,301円であり、ここ数年は約1万6千円～1万7千円台を推移している状況である。就労に見合った工賃を確保し、働く意欲がより一層高まるような工賃向上への取組が必要である。百貨店やスーパー等区民が手に取りやすい場所での販売や、インターネットによる販売など、自主生産品の販売促進に向けた取組を引き続き検討してほしい。

(3) 人材の確保、育成、定着支援について

障害者の重度化や高齢化が進んでいる中において、安定的に障害福祉サービスを提供していくためには、担い手の確保が喫緊の課題である。介護業務に対してはネガティブなイメージを抱く者も少なくない。イベント等を通じてやりがいや魅力を発信することで、介護業務を正しく理解する機会を創出することができ、新たな参入の促進につながる。さらに、障害福祉サービスの質の向上を図るため、現場の職員のニーズを把握しながら、スキルアップにつながる研修を実施してもらいたい。また、研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、介護従事者のキャリアアップと定着支援に取り組んでほしい。

5 高齢者の福祉について

(1) 認知症施策の推進について

令和7年には、高齢者の5人に1人が認知症と推測され、区においても約13,000人が認知症になると推計している。本年6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するため「認知症基本法」が成立した。認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、認知症施策を総合的に実施する必要がある。

認知症の人やその家族が安心して暮らしていくためには、認知症への理解を深めるための普及啓発が不可欠である。区では、パネル展示や認知症サポーター養成講座等に積極的に取り組んでいる。今後も引き続き、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深める取組を推進してほしい。

認知症にやさしい地域づくりの中核を担う認知症サポートリーダーの養成を進め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられる能够性を高めることで、地域づくりを進めてほしい。また、認知症サポートリーダーが様々な場面で活躍できるような場の提供についても検討してほしい。

区では、認知症初期集中支援チームによる課題解決のための支援や、若年性認知症相談窓口の開設、オレンジカフェの運営支援等を実施している。さらに、もの忘れ健診事業の実施や、軽度認知障害（MCI）を含めた認知症の人やその家族等の相談・交流の場を整備した。認知症の普及啓発を多面的に図り、認知症の初期段階から相談、支援、診断ができる体制を整備してほしい。

今後も、認知症の人も地域の大切な一員として社会参加できるよう、認知症にやさしい地域づくりを推進してほしい。

(2) 住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくための環境づくりについて

区内における65歳以上の高齢者のみ世帯及び高齢者単身世帯数は、どちらも増加傾向にある。高齢者の生活機能の維持・向上やいきがいづくりにつながる多様な施策に

取り組む必要がある。

近年、ICTを活用した高齢者の見守りサービスが広がりつつあり、区においても、緊急通報システムや徘徊高齢者探索サービスといったサービスを導入している。支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう、ICTを活用した地域における見守りについて引き続き検討し、高齢者が安心して暮らし続けられることができる環境を整備してほしい。

区では、高齢者を含む区民が在宅での療養が必要となった場合に、早期に必要なサービス提供を受けられるよう、相談受付と関係機関の調整機能を有した「在宅療養相談窓口」を設置した。療養が必要な高齢者が、自分の意思に基づいて療養場所を選択できるよう、適切な医療や介護を受けられる体制整備を推進する必要がある。

令和4年度に実施した「高齢者調査」によると、63%を超える区民が「生きがいがある」と回答している。高齢者が生きがいを持ちながら、住み慣れた地域でいきいきと活躍できる環境づくりが必要である。新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の通いの場の活動自粛や、活動継続が困難となったケースも多く見受けられ、5類に移行した現在においても、一度活動から離れてしまった方が活動を再開できていない状況が見られる。社会状況の変化に対応した新たな地域づくりや交流の促進について検討してもらいたい。今後も、高齢者の居場所づくりを充実させ、多様な社会参加ができる環境整備を進めてほしい。

(3) 高齢者の相談支援体制の整備について

平成18年介護保険法が改正され、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として、「日常生活圏域」の考え方が導入されたことに伴い、区では4つの日常生活圏域を設定した。高齢者等の日常生活を支えるための拠点として、4つの日常生活圏域に2か所ずつ計8か所に地域包括支援センターを設置している。

区は、令和8年度以降、北東部に地域包括支援センターを新たに1か所開設する予定であり、現在、既存施設の改修整備を進めているところである。対象人口や担当範囲を踏まえながら、より身近で専門的な相談支援ができる体制の整備を進め、さらなる拡充に向けた検討を進めてほしい。

(4) 虐待防止施策の充実について

養護者による高齢者虐待通報・届出件数は増加傾向にあり、令和3年度以降は、100件を超えている状況である。高齢者虐待は施設や家庭等の閉鎖的な環境で発生することが多いため表面化しにくく、被虐待者及び虐待者双方に自覚がないケースもある。高齢者虐待の未然防止や早期発見には、地域での連携や協力、見守りが必要不可欠である。高齢者虐待の防止に関するリーフレットやセルフチェックリスト等を作成し、医療機関や商店街、町内会等に配布することで、地域における高齢者虐待防止に係る気運を醸成してほしい。

また、民生委員は、日頃から高齢者と関わりを持っているため、家庭の様子等を把握している。民生委員と連携を図ることで、未然防止や早期発見につながり、問題が

深刻化する前に解決することも可能となる。民生委員と虐待情報について共有できるネットワークづくりについて検討してほしい。

6 生活困窮者への支援について

生活保護に至る前の生活困窮者を早期に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を権利として保障する憲法25条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようしていくことが重要である。

(1) 利用者に対する差別意識の排除について

生活保護については、未だに偏見や利用者への差別意識等の根強いステigmaが存在する。生活保護は最後のセーフティネットとして機能しなければならないことから、ステigmaの解消に向けた施策を講じることが重要である。生活保護制度の意義や必要性について、区民に分かりやすく、かつ、正確に届くよう継続的に周知してほしい。また、職員に対しても、人権に対する理解をより一層深め、差別や偏見のないように周知・徹底することも必要である。

(2) 自らSOSを発することができない区民に対する支援体制について

地域や社会からの孤立により、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対するアプローチや体制についても検討しなければならない。すこやか福祉センターや区民活動センター、民生児童委員、関係機関、子どもや高齢者所管との連携を通じて支援が必要な区民を確実に把握し、早期に適切な対応につなげられるような仕組みを構築してほしい。

(3) 包括的な自立支援の推進について

区では、ワンストップ型相談窓口として「中野くらしサポート」を設置し、生活困窮者の経済的・社会的な自立に向けて、個々の状況に応じた相談支援をはじめ、居住確保支援や就労支援、家計改善支援等を一体的に行っている。生活困窮者に対する切れ目のない支援を行うために、生活困窮者自立支援制度の機能の充実を図ることが重要である。

7 性の多様性の理解と支援について

区では、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することを目指し、平成30年8月から「中野区パートナーシップ宣誓制度」を導入した。パートナーシップ宣誓制度を活用することで区のサービスが利用できるなど、LGBTQ+^{*1}

への支援は広がりつつある。しかし、パートナーシップ宣誓制度を活用したサービスはまだ限定的であり十分とはいえないことから、今後利用できるサービスを拡大していく必要がある。

（1）理解の促進について

令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないと明文化された。法律の施行を契機に、今一度意識啓発を図る必要がある。L G B T Q +の知識と理解には、世代間により格差がある。令和4年度に実施した「中野区男女共同参画・ユニバーサルデザインに関する意識調査」によると、「L G B T（性的マイノリティ）の意味を知っている」割合は全体で7割を超え、10代から40代では8割を超えていた。しかし、50代以上になると認知度は減少傾向になり、70代は5割という結果であった。近年、メディアや学校の授業でL G B T Q +が多く取り上げられること等も影響し若年層は受容的であるが、高齢層の理解については未だ課題が残る。世代を問わず、多様な性についての正しい知識や理解を広めていくことは非常に重要であるため、高齢層へのアプローチについても検討すべきである。

さらに、職員に対しても、性の多様性の理解促進として、引き続き研修を実施し、意識啓発を図ってほしい。

（2）区の相談体制の周知及び充実について

自分が性的マイノリティではないかと悩んでいる中高生が多いと思うので、区が実施している「性的マイノリティ対面・電話相談」について、相談窓口の存在の周知を中高生向けにやってほしい。

また、現在実施している面談や電話相談に加え、チャット機能やL I N Eを活用するといった相談しやすい環境の整備を検討してほしい。

（3）住宅確保への支援について

区営住宅、福祉住宅又はまちづくり事業住宅の入居申込みは可能ではあるが、住宅の確保については高いハードルが存在する。入居が困難になっているだけでなく、保証人を確保することも難しいケースが見受けられる。また、「東京都住宅確保要配慮者^{*2}賃貸住宅供給促進計画」では、L G B T Q +を住宅確保要配慮者として位置付けており、高齢者や障害者、低額所得者等とともに、住宅の確保について配慮が必要な当事者であるという意識の醸成が必要である。民間賃貸住宅のオーナー等に対する継続的な理解促進や中野区居住支援協議会とも連携し、居住支援に取り組んでほしい。

8 多文化共生社会の推進・構築について

区の外国人人口は2023年に18,000人まで増加しており、区全体人口のおよそ5.4%を占めている。国籍は、中国を初め、韓国、ネパール、ベトナム、台湾等多国籍化している。今後、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、多文化共生施策の一層の充実が必要である。

(1) 多文化共生の意識啓発について

多文化共生には、外国人は地域社会を構成する一員であると受け入れる意識を持つことが必要である。そのためには、外国人への働きかけはもちろんのこと、地域住民へのアプローチも非常に重要な視点である。多文化共生の意識啓発のため、異文化に触れる交流イベントを積極的に開催するなどして外国人の文化や生活習慣への理解を深める機会を創出してほしい。

(2) 外国人の社会参画への取組について

外国人の地域社会への参加については、ライフステージや世代ごとの取組が必要である。例えば、子育て中の親は自宅にこもりがちになることが多いため、孤立しやすい状態にある。これにより、日本語の習得が遅れ、地域住民として安心・安全に暮らすために必要な情報が十分に入手できないだけでなく、地域住民としての交流ができないことから、社会参画への阻害要因となる可能性がある。NPO法人等の外国人支援団体と連携しながら外国人のニーズ把握に努め、それらを踏まえて取組を検討してもらいたい。

(3) 相談支援体制の充実について

多文化共生を推進するためには、相談体制の整備も必要である。外国人には言葉の壁に加え、税金・社会保障といった社会制度を理解することが難しいことから、自国のコミュニティの中で生活している人も少なくない。生活上のトラブルや困難を少なくするために、外国人コミュニティにおいて、言語や文化を理解する自国出身者をキーパーソンとして区が登録することも有効である。キーパーソンが周囲の外国人住民の支援や、地域住民及び行政との橋渡し役となることで、気軽な相談が可能となり、支援に結びつきやすくなる。また、キーパーソンを介することで外国人住民のニーズ等が早期に把握できるといった効果も期待できる。

(4) 外国人に対する案内の充実について

区では、区役所及び地域事務所の窓口に通訳タブレットを導入する等、言語によるコミュニケーションの円滑化に向けた環境を整備している。今後も引き続き、外国人が必要な情報を不自由なく取得できるよう、行政文書や窓口等における多言語化を推進してほしい。

また、外国人とコミュニケーションを取る際には、やさしい日本語の活用が有効で

ある。職員に対する研修を実施し、知識や技術の向上に努めてほしい。

(5) 庁内における連携体制の構築について

外国人に対する行政の取組は多くの部署にわたるため、庁内において横断的な連携体制を構築し、多文化共生に関する情報を共有しながら、推進体制を強化してほしい。

9 犯罪被害に遭った方への支援について

(1) 相談支援体制の強化について

区では、専任の相談支援専門員（会計年度任用職員）1名と常勤の保健師1名を配置し、犯罪被害者支援業務に取り組んでいる。犯罪被害者等の相談支援にあたっては、非常に高度なスキルと豊富な実務経験が必要である。さらに、令和元年度以降、相談支援件数が大幅に増加している。今後も引き続き安定したサービスを提供するために、犯罪被害者支援団体と連携を図る等、相談業務に従事する職員を安定的に確保し、相談支援体制を強化していくことが必要である。

(2) 相談窓口につながりやすくするための方策について

利便性向上のため、現在実施している電話相談や面談に加え、チャット機能やLINEを活用するといった相談しやすい環境の整備を検討してほしい。

(3) 切れ目のない支援について

犯罪被害の程度や時間の経過によって、犯罪被害者等の置かれる状況は異なってくる。個々の状況に適切に対応していくためには、専門的な知識やノウハウだけでなく、切れ目のない支援が必要である。そのため、行政、警察、日本司法センター（法テラス）等の関係機関・団体が相互に連携を図れるよう、体制の構築を求めたい。

(4) 相談窓口の普及啓発について

令和4年度に実施した「健康福祉に関する意識調査」によると、区における犯罪被害者等の相談窓口の認知度は3割台前半であり、認知度は高いとは言えない状況である。犯罪被害者等に適切な支援が届けられるように、相談支援窓口についてより効果的な周知や広報が必要である。

(5) 犯罪被害に対する理解の増進について

犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、周囲の人々からの対応等によって傷つけられる二次的被害を受けるケースが多いことが分かっている。東京都が実施した「犯罪被害者等の実態に関する調査報告書」によると、二次的被害について傷ついたと回答した方は、「友人、知人」及び「親、兄弟、姉妹」がそれぞれ5割を超え、「捜査関

係者（警察）」が3割を超える。二次的被害を防止する観点からも、引き続き講演会やパネル展示等を積極的に行い、犯罪被害に対する正しい知識や理解の増進を図ってほしい。

10 再犯防止の推進について

東京都における刑法犯検挙人員は平成25年以降減少が続いているが、令和3年は平成25年と比較すると4割減となっている。一方、再犯者の割合は上昇傾向にあり、検挙人員の半数以上を再犯者が占めている。区内警察署においても同様の傾向であり、平成29年から令和3年までの刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は5割前後で推移している状況である。

（1）再犯防止に関する普及啓発について

犯罪をした者等が社会復帰し、地域で生活していくためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠である。しかし、再犯防止に関する施策については、区民にとって必ずしも身近ではなく、区民の関心と理解を得られにくい。今後も引き続き、社会を明るくする運動や再犯防止推進月間等の取組を通じ、更生保護や再犯防止について広く区民の理解を得るために普及啓発を行ってほしい。

（2）安定的な就労先の確保について

矯正施設や保護施設を出た後、就労先や適切な帰住先が確保できないことは、再犯リスクを高める要因となる。特に、安定的な生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立する必要がある。新たな協力雇用主の開拓のため、犯罪をした者等を積極的に雇用する企業の支援や、雇用を通じて社会復帰を促す地域の気運醸成を図ってほしい。

（3）保護司等を含めた幅広い連携体制について

区では、令和4年度に支援団体等と保護司が連携し、更生保護活動支援のネットワークづくりを開始した。更生保護活動を今後も推進していくために、ネットワークづくりをより強化し、保護司、就労支援を行う協力雇用主、支援団体等の理解と協力による幅広い連携を推進してほしい。

11 安定的な住宅確保に向けた支援について

新型コロナウイルス感染症拡大により、就労先の寮・社宅に居住している区民は、失業と同時に住宅を失うリスクがあることが明らかとなった。また、性別や年代を問わず住居に関する相談は多く、知人宅やネットカフェ等の不安定な居住形態である区民が依然として一定数存在していることも判明した。住居は生活の基盤である。誰もが地域において安定した生活を送ることができるように居住支援体制の確立を目指した取組が必要である。

（1）民間賃貸住宅のオーナーに対する意識醸成及び普及啓発について

住宅確保要配慮者の入居については、入居後のトラブルや家賃の滞納、居室における死亡等への不安があることから拒否感を有するオーナーが一定数存在し、入居を断る事例が見受けられる。住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するため、不動産業者やオーナーに対し継続的に丁寧な説明を行い、不安解消を図れるよう意識啓発をしてほしい。

また、区では、居室内での死亡時の残存家財の整理や原状回復費用補償を提供するサービスの利用等の費用に対する補助事業等、オーナーに対する支援も充実している。住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居に寄与するため、オーナーに対する普及啓発を強化する必要がある。

（2）住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進について

民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、平成29年の住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、区においてもセーフティネット住宅^{*3}の登録制度の普及啓発を行ってきたところである。令和5年7月現在、区内におけるセーフティネット住宅供給数は、登録住宅が677戸、専用住宅が5戸に増加している。引き続き住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、セーフティネット住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進する必要がある。

（3）居住支援施策の普及啓発について

区では、居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者等の入居支援者向けのガイドブックを作成して広報している。入居支援者だけでなく、住宅確保要配慮者等の区民に対しても、住宅部門と福祉部門が連携を図りながら、居住支援制度や関連するサービスについて広く周知・啓発を図ってほしい。

第2章 中野区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき基本的な考え方について

令和3年10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」を策定し、令和4年度に中野区成年後見支援センターと区による中核機関を設置して、成年後見制度等の利用を必要とする人が相談をしたり支援を受けたりして、ご本人の意思を尊重され安心して暮らすことができるよう体制を整え、様々な取組を行っている。

区では成年後見制度を利用している人の人口割合が全国及び東京都より高い状況にあり一定の成果をあげていると言えるが、その一方で、区が行った「令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査」のケアマネジャー調査では、成年後見制度が必要と思われるが使っていない人がいるとの回答が6割以上もあった。また、中野区では高齢者を含む世帯数は減少傾向にあるものの、高齢者のみの世帯、高齢者単身世帯は増加傾向にある。

こうした現状を踏まえて区民の権利擁護について取り組んでいく必要がある。

1 制度の利用促進について

(1) 判断能力があるうちに考えておくことの重要性について

判断能力が低下してしまってからでは、自分で制度利用を検討することは困難になり、円滑かつ迅速に制度に結びつくことも困難になる。もっと早い段階で権利擁護サービスを利用する、または将来のことを見ておくということがとても重要である。

また、判断能力があるうちに本人が任意後見人を決める任意後見制度^{*4}があるが、その利用はまだまだ少なく、利用を考えている人であっても制度の理解が不十分な場合があるので、制度理解を促進する必要がある。

(2) 制度のわかりづらさについて

区の「令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の結果を見ると、成年後見制度の認知度について、経年比較で「知っている」と回答した人の割合は年々減少している。また「令和4年度高齢福祉・介護保険サービス意向調査」のケアマネジャー調査で、成年後見制度を活用する上での課題は「制度がわかりにくい」という回答が42%であった。制度の何がわかりづらいのか、何を求めているのか等を掘り下げて、その結果を利用促進に生かすことも重要である。

2 制度の普及啓発について

(1) 制度利用のメリットを伝えることの重要性について

区では、これまで成年後見制度について講演会や研修会を行うなど普及啓発事業を実施してきたが、先にも述べたように制度の認知度はむしろ年々減少している。制度を利用した人の好事例を用いて、成年後見制度は生活を守ってくれる制度であることをわかりやすくアピールすることが重要である。

(2) 普及啓発事業の方策について

普及啓発事業で成年後見制度を真正面から取り上げると、難解なイメージから参加を躊躇してしまうかもしれない。例えば「一人暮らしの人の賢い生き方講座」などのように高齢者が関心を持つようなテーマを設定し、その一つとして成年後見制度を紹介するなどの工夫をすることが必要である。

3 市民後見人（社会貢献型後見人）の活躍支援及び法人後見の推進について

(1) 市民後見人（社会貢献型後見人）の活躍支援について

中野区成年後見支援センターにおいて市民後見人を養成しているところだが、養成研修を修了した登録者がなかなか後見人等を受任できていない実態がある。市民後見人の受任の基準を見直すなど積極的にその活用を図るとともに、併せてそれ以外の活躍の場も広げていけるよう支援していくことが必要である。

(2) 法人後見の推進について

後見活動が長期間にわたる見込みの案件や課題が多く様々な分野の専門的対応が必要な案件に対しては、法人後見が一つの有効な方法である。法人後見を実施している、あるいは実施を考えている団体に対して支援を行い、法人後見を推進していくことが重要である。

用語説明

あ行		
1	L G B T Q +	Lesbian (レズビアン=同性を好きになる女性)、Gay (ゲイ=同性を好きになる男性)、Bisexual (バイセクシュアル=両性を好きになる人)、Transgender (トランジエンダー=生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)、Questioning (クエスチョニング=自身の性のあり方について、分からず、迷っている、決めたくない人)及び Queer (既存の性のカテゴリーに当てはまらない人の総称) の頭文字をつないだ言葉に、「+ (プラスアルファ)」(こうした言葉では表現しきれない性の多様性を表す) を付けた通称。
さ行		
2	住宅確保要配慮者	低額所得者、高齢者、障害者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。
3	セーフティネット住宅	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 29 年法律第 24 号）に基づき、規模、構造、設備などについて一定の基準に適合する住宅で、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県に登録した住宅。
な行		
4	任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる人や将来その人に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

«資料編»

1 地域福祉・成年後見部会委員名簿（11名）

（敬称略、五十音順）

氏名		職名等	備考
①	あらおか 荒岡 めぐみ	中野区民生児童委員協議会 桃園地区会長	
②	いなば 稻葉 剛	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 客員教授	副部会長
③	おの 小野 武	中野区町会連合会 沼袋町会会长	令和5年 8月18日から
④	くろき 黒木 伸子	次世代育成委員	
⑤	しろいわ 白岩 裕子	中野区介護サービス事業所連絡会 副会長	
⑥	なかやま 中山 浩一	中野区町会連合会 宮桃町会会长	令和5年 7月31日まで
⑦	なら 奈良 浩二	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 事務局長	
⑧	まつやま 松山 聰	中野区成年後見制度連携推進協議会 副会長	
⑨	まるやま 丸山 貴士	公募委員	
⑩	みやざわ 宮澤 百合子	中野区福祉団体連合会 常任理事	
⑪	やすだ 保田 韶	公募委員	
⑫	わけ 和氣 純子	東京都立大学 人文社会学部 教授	部会長

2 地域福祉・成年後見部における審議内容

開催日		議題
第1回	4月17日（月） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、副部会長の決定 ・今後の開催予定の確認
第2回	5月29日（月） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・令和4年度「中野区地域福祉計画」の進捗状況調査について ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（重層的支援体制整備事業）
第3回	6月26日（月） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（子ども・若者関係） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（外国人・多文化共生関係）
第4回	7月31日（月） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（L G B T Q +（性的少数者）関係） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（犯罪被害者等の支援） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（再犯防止等関係） ・成年後見制度の利用促進について ・令和4年度「中野区成年後見制度利用促進計画」の進捗状況について
第5回	8月24日（木） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（高齢者） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（高齢者虐待の防止） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（認知症施策について） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（居住支援） ・「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について（地域福祉計画における障害福祉施策の進捗等）
第6回	9月6日（水） 19時～21時	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・成年後見部会報告書（案）について